

入居後は、所沢市営住宅条例及び所沢市営住宅条例施行規則、並びにこれらの規定に基づく次の注意事項を守ってください。

1	新たに同居を希望する親族がいる場合の同居承認申請については、該当する方を含めた世帯全員の合算収入が基準額を超える場合は承認されません。		
2	名義人の死亡・転出等により、残された家族が入居の承継を希望する場合、別に定める基準等を満たさない場合は承認されません。		
3	2人以上又は3人以上家族向け住宅に入居後、世帯員の死亡や転出等により、結果的に単身世帯となった場合、国交省の指導に準じて、割増家賃が課せられます。(広い住戸に単身世帯が居住するミスマッチ解消と継続入居を可能にするため)		
4	家賃は口座振替により納入することが原則で、振替日は毎月の月末日です。納期限日までに必ず納めるようにして下さい。なお、家賃を3ヵ月以上滞納した場合、市営住宅を明渡すこととなります。		
5	毎年、市長が定める期日までに収入申告書を提出する義務があり、申告に基づき次年度の家賃が決定されます。収入申告書を提出しない場合は、次年度の家賃は、周辺の民間賃貸住宅と同レベルの近傍同種の住宅の家賃となります。		
6	入居後3年を経過後、収入申告により算定した収入が基準収入を超えているときは「収入超過者」として認定し、近傍同種の住宅の家賃との比較により家賃を決定します。「収入超過者」に認定された場合、市営住宅の明渡しについての努力義務が発生します。		
7	裁量階層世帯として入居した世帯が、入居後裁量要件に該当しなくなった場合、一般世帯の扱いとなり、収入限度額が月額21万4千円から15万8千円となります。		
8	入居後3年を経過し、その後収入が2年間引き続き一定の基準収入額を超えた場合「高額所得者」として認定され、市営住宅の明渡しを請求されます。		
9	団地内で犬や猫などの動物を飼育すること(一時預りを含む)はできません。所沢市営住宅条例第26条(迷惑行為の禁止)に該当します。違反した場合は、所沢市営住宅条例第44条に基づく市営住宅明渡し請求を受けることとなります。		
10	市営住宅の敷地内及び近辺の道路等に自動車を駐車したり、来訪者に駐車させる行為は禁止されています。また、人声、楽器、テレビ等の音を異常に大きく出したり、天井、床、壁等を叩く又は蹴る等、近隣住民に不安や迷惑をかける行為や威嚇行為等も禁止です。		
11	団地内の自治会組織に加入し共益費・自治会費等を支払うことはもとより、自治会活動に積極的に参加することが入居条件になっています。		
12	市営住宅は、公共の財産です。入居上の決まり・条例・規則等を守り、住宅を壊したり、汚したりしないよう大切に使用して下さい。		
13	次のような場合は、入居決定後であっても失格となります。 ア 申込内容が事実と異なっていたことが判明したとき。 イ 申込受付した家族が同時に入居できないとき。 ウ 入居決定通知を受け、決められた日までに入居手続きを行わなかったとき。 エ 婚約者との同居で申込みながら、入居手続き時までに婚姻を証明する書類の提出ができなかったとき。		
14	次の3団地は独立行政法人都市再生機構(UR)からの借上げ住宅のため、契約の更新がなされなかった場合は、下表にある借上げ期間満了をもって、住戸を明け渡すことが必要となります。このうち、新所沢けやき通り西団地については、契約期間が到来することに伴い、契約の更新を予定しております。 また、借上げ住宅においては、下表の共益費額を月々の住宅の家賃と併せて徴収します。		
	住宅名	借上げ期間満了日	共益費額
	新所沢けやき通り団地	令和11年(西暦2029年)2月19日まで	4,300円
	新所沢けやき通り西団地	令和4年(西暦2022年)3月22日まで	4,300円
	新所沢けやき通り南団地	令和5年(西暦2023年)8月31日まで	4,500円